

下地島空港を活用した航空貨物輸送体制構築委託業務 仕様書

1 業務名

本委託業務は、下地島空港を活用した航空貨物輸送体制構築委託業務（以下「本業務」という。）という。

2 目的

宮古島市（以下「本市」という）では亜熱帯地域の特性を活かした農林水産資源が豊富に存在しており、これまでの農地基盤整備や施設整備等を通じ農業生産量が向上していることに加え、近年の入域観光客数の増加により自転車やゴルフバック等レジャー用品の貨物輸送ニーズも高まっており、宮古空港の航空貨物取扱量は増加傾向にある。

かかる状況下、平成31年3月に新たな旅客ターミナルが開業し、国内外からの定期便就航が続く下地島空港には貨物取扱施設がなく、宮古圏域（以下「本圏域」という。）における貨物移出入の間口が宮古空港のみに限定されているため、農水産物や観光関連貨物、市民生活に必要な物資輸送を圧迫している。

かかる状況への対応として、令和3年度において「下地島空港を活用した航空貨物輸送体制構築委託業務」（以下「昨年度業務」という）を実施し、同空港における航空貨物輸送体制構築に関する調査、検証等（以下「実証」という）を行ったところである。

本業務は、昨年度業務の実証結果を踏まえた更なる改善等を図りつつ、本圏域第2の貨物取扱空港としての可能性を有する下地島空港において、将来の貨物取扱施設整備及び国際物流拠点化に向けた取組につなげることを目的として実施するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月6日（月）まで

4 提出書類

受託者は、本業務の契約時、着手時、完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者等の通知届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届（納品書を含む）
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類

- (7) その他、委託者が指示する書類

5 業務内容

I. 下地島空港における航空貨物輸送体制構築に関する業務

① 貨物取扱い路線拡大に向けた航空会社、関係自治体等との協議

- ✓ 下地島空港には貨物上屋がなく、移出貨物は貨物利用運送事業者等が所有する外部倉庫で集荷、梱包、検査等を実施した上で当該空港へ輸送する必要があることから、品目毎の適切な集荷時間や当該空港への搬入時間、搬入後の管理・取扱等について、島内の荷主や貨物利用運送事業者等と調整を行うとともに、下地島空港において貨物取り卸しができるよう、貨物利用運送事業者等と必要な協議・調整を行う。
- ✓ 本市の航空貨物の移出入に係る滞貨状況を調査し、滞貨状況の改善に向けた下地島空港の有効的な利用方法について検討を行う。
- ✓ 貨物取扱い路線拡大に向けては、昨年度業務の実証結果を踏まえて取扱貨物量を増やすための施策を検討する。とりわけ市内特産品（一次産品やその加工品など）の販路拡大に留意し、庁内担当部署、市内で農水産物を生産している第一次産業従事者や関連する組合等と十分に協議するものとする。

② 航空会社/仕向先毎の貨物取扱いにおける事業性の検証

- ✓ 荷主や貨物利用運送事業者等に対し市内航空貨物の輸送状況や滞貨の状況について随時調査を行い、宮古圏域における航空輸送量を最大化できる体制を構築する。
- ✓ 貨物取扱施設のない特殊な状況における航空貨物輸送の事業性について、取扱い路線毎の検証を行う。主な検討事項として、事業性を担保し得る貨物量の確保、品目毎の適切な集荷時間・コンテナの過不足や偏在に関する管理、仕向先空港等における貨物取卸体制の構築等が考えられる。また、下地島空港に就航している航空会社へ横展開可能な内容とする。

③ 貨物上屋の適切な整備/運営方法にかかる調査

- ✓ 下地島空港における将来の貨物上屋整備及び同空港の国際物流拠点化を検討する上で、事業性を担保し得る貨物上屋の適切な整備/運営方法等について調査・検討を行う。
- ✓ 貨物上屋の整備においては、下地島空港の設置・管理者である沖縄県とも十分に協議を行うものとする。

II. 業務執行における市との協議

- ✓ 業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

- ✓ 協議は宮古島市において行い、業務期間内3回以上を基本とする（受託者の協議への参加人数は原則2名以内とする）。

III. 報告書の作成

- ✓ 業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

IV. その他の追加提案

- ✓ 仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案すること。

6 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は宮古島市の帰属とする。

7 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。